

# 👸 子育て・教育

# 母と子の健康

間 健康・保険課 ☎232-4912

# ▶妊娠したら

対象者	種類	内容	その他
<b>小</b> ブ <b>↓</b> ラ	日子健康手帳 交付	妊娠届出書・個人番号(通知) カード・本人確認証・印鑑・通 帳を持参してください。保健師 や管理栄養士、助産師が妊婦さ んの体調を聞きながら、心配事 などの相談・指導も行います。	母子健康手帳は、妊娠初期から母子の健康や成長・発達、 予防接種などの記録になります。
妊婦	妊婦健康診査 受診票交付	母子健康手帳交付時に、妊婦健 康診査の受診票(補助券)を交付 します。	県外の医療機関や国立病院機構熊本医療センター、助産所で受診する際は、一旦健康診査費用を支払った後、費用助成の申請が必要となります。
	妊婦歯科健診 受診票交付	母子健康手帳交付時に、妊婦歯 科健診の受診票を交付します。	母子健康手帳・受診券を持参のうえ、町内委託歯科医院で 受診してください。(事前に予約が必要になります。)

# ▶子どもが生まれたら

種類	対象者	内容
赤ちゃん訪問	2 力月児	①保健師・助産師・看護師による相談 ②体重測定など ※早めの訪問や町外への訪問を希望する人はご相談ください。
3~4力月児健診	3~4力月児	①医師による診察 ②身長・体重など測定 ※出生月の翌月末に、ご自宅に送付します。
6~7力月児健診	6~7力月児	①医師による診察 ②身長・体重測定 ③保健師や管理栄養士・歯科衛生士による相談 ※対象者へ健診の1カ月前に個別通知をします。
1歳6力月児健診	1歳7カ月児	①医師による診察 ②歯科医師による診察 ③身長・体重測定 ④保健師や管理栄養士・歯科衛生士による相談 ⑤希望者へのフッ化物塗布 ⑥希望者への専門家による発達相談(別日) ※対象者へ健診の1カ月前に個別通知をします。
3歳児健診	3歳1力月児	①医師による診察 ②歯科医師による診察 ③身長・体重測定 ④保健師や管理栄養士・歯科衛生士による相談 ⑤尿検査 ⑥視力・屈折検査 ⑦希望者への専門家による発達相談(別日) ※対象者へ健診の1カ月前に個別通知をします。
1 歳児セミナー	1歳1力月児	①保健師や管理栄養士、歯科衛生士による相談 ②身長・体重測定 ③希望者へのフッ化物塗布 ※対象者へセミナーの1カ月前に個別通知をします。
すこやか 子育て相談	乳児と保護者	①保健師・管理栄養士、歯科衛生士による相談 ②身長・体重測定など ※母子健康手帳を持参ください。 相談日は菊陽町健康カレンダーでご確認ください。

# 子どもの予防接種

問 健康・保険課 ☎232-4912

予防接種は、病気に対して免疫(抗体)をつけるためのもので、感染症から命を守るための効果の高い手段の一つです。 町から配付している予防接種手帳や予防接種予診票つづりの説明をよく読んで、予防接種について正しく理解した上で、 お子さんの体調が良いときに接種しましよう。

▶接種時は、母子健康手帳、予診票を持って行きましよう。

▶予診票:出生月の翌月末に、ご自宅に送付します。

転入した時や紛失したときは、健康・保険課でお渡しします。

必ず母子健康手帳と印鑑をお持ちください。

※郵送で交付もできます。健康・保険課までお問い合わせください。

▶定期の予防接種(接種費用:指定医療機関での接種は無料。ただし対象年齢を過ぎた場合は全額自己負担)

予防接種名	対象者		
-ロタリックス	出生6週0日後~24週0日後		
ーロタテック	出生6週0日後~32週0日後		
ヒブ(インフルエンザ菌b型)	生後2カ月~5歳に至るまで		
小児用肺炎球菌	生後2カ月~5歳に至るまで		
B型肝炎	生後1歳に至るまで		
四種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ)	生後2カ月~7歳6カ月に至るまで		
BCG	1歳に至るまで		
MR(麻しん風しん混合)	【1期】1歳〜2歳に至るまで 【2期】小学校入学前の1年間		
水痘(みずぼうそう)	1歳~3歳に至るまで		
日本脳炎	第1期:生後6カ月~7歳6カ月に至るまで 第2期:9歳以上13歳未満		
二種混合(DT:ジフテリア・破傷風)	11歳以上13歳未満		
HPV (子宮頸がん予防) ワクチン※ 1	小学校6年生~高校1年生相当の女子		

※1: HPVワクチンは、平成25年6月14日から積極的な接種勧奨を差し控えていましたが、令和4年4月から積極的な推奨が再開しました。

▶任意の予防接種 (接種費用:指定医療機関での接種は一部補助あり)

予防接種名	備考
インフルエンザ	詳細は広報、町ホームページに掲載予定



# 子どもの福祉

問 子育て支援課 ☎232-2202 健康・保険課 ☎232-4912 福祉課 ☎232-4913

# ▶児童手当

対象者	支給月額			問い合わせ先
	3歳未満	一律	15,000円	
	3歳~小学校修了まで	第1・2子	10,000円	
中学校修了までの子どもを養育 している人	3歳~小学校修了まで	第3子以降	15,000円	子育て支援課 ☆232-2202
	中学生	一律	10,000円	
	特例給付(所得制限者)	児童1人につき	5,000円	

支給時期:毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当てを支給します。

認定請求:子どもが生まれたり、他市町村から転入したとき、公務員でなくなった場合などは町に「認定請求書」の提出(申請)が必要です。請求者が公務員の場合は、勤務先での申請となります。

児童手当は申請した日の翌月の手当から支給されるため、出生日や転出予定日などの異動日と同月中に申請してください。ただし、異動の日の翌日から15日以内に申請すれば、特例で申請月から支給します。

申請に必要なもの:請求者の健康保険証、請求者名義の通帳またはキャッシュカード、請求者および配偶者の個人番号が分かるもの(個人番号カード、通知カードなど)、印鑑など

※児童を養育している人の所得が、所得上限限度額以上の場合、児童手当などは、支給されません。支給がされなくなったあとに、所得が限度額を下回った場合は、改めて認定請求書の提出が必要です。

# ▶子ども医療費助成

対象	助成内容	問い合わせ先
町内に住所がある0歳~高校3年生の子ども	病気やけがで健康保険が適用になる診療を受けた場合の 医療費の自己負担額を助成します。 ※健康保険から給付される高額療養費および付加給付が ある場合には差し引き助成となります。	健康・保険課 ☎232-4912

# ▶養育医療費給付

対象者	助成内容	問い合わせ先
指定医療機関の医師が養育のための入院治療を必要と認めた乳児(1歳未満)に対して養育医療の給付を行います。		健康・保険課 ☎232-4912









# ▶児童扶養手当

ひとり親家庭や、父母がいないため父母以外の人が児童を養育する場合などに手当を支給します。手当を受給するた めには申請手続きが必要です。

対象者	支給月額(※2023年4月時点)			
<b>刘</b> 家在		全部支給	一部支給	
次の条件に当てはまる、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(政令で定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満の児童)を監護している母、父、または父母にかわってこれらの児童を養育している人  ・父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童	児童 1 人の とき	44,140円	44,130円~10,410円	
<ul> <li>◆父または母が死亡した児童</li> <li>◆父または母が重度の障害の状態にある児童</li> <li>◆父または母の生死が明らかでない児童</li> <li>◆父または母が引き続き1年以上遺棄している児童</li> <li>◆父または母がDV防止法の規定による保護命令を受けた児童</li> </ul>	児童2人のとき	10,420円加算	10,410円~5,210円加算	
<ul><li>父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童</li><li>母が婚姻によらないで出産した児童</li><li>※児童を養育している人や扶養義務者の所得が所得上限限度額(扶養親族人数により異なります)以上の場合、支給対象の人となり、手当はありません。</li></ul>	児童3人目以降	1人につき 6,250円加算	1人につき 6,240円〜 3,130円加算	

※児童扶養手当の額は、物価の変動などに応じて毎年額が改定されます。(物価スライド制)

# 手当の支給時期

奇数月の11日(支給日が出旧) 祝の場合は、その直前の金融機関営業日) に前月分と前々月分の2月分を支給

# ▶ひとり親家庭等医療費助成制度

対象者	助成額	問い合わせ先
町内に住所を有するひとり親家庭の父または母およびその者に扶養されている児童、父母のない児童(1)父または母…児童の20歳の誕生日月末まで(2)児童…18歳になって最初の年度末まで※ただし、子ども医療助成制度優先※児童扶養手当と同じ所得制限あり	保険診療分の一部負担金の支払額の3分の2を助成します。 ※加入保険による付加給付などがあるときは、その額を控除した額の3分の2に相当する額を助成します。	子育て支援課 ☎232-2202

# ▶その他ひとり親家庭などのための支援

種類	内容	問い合わせ先	
自立支援教育訓練給付金	資格取得を目指すひとり親家庭の父・母に対し、指定対象講座を受講した場合の受講費の一部を支給します。		
高等職業訓練促進給付金	資格取得を目指すひとり親家庭の父・母に対し、養成機関で 修業中の生活費などを支援します。	菊池福祉事務所 ☎0968-25-0689	
母子父子寡婦福祉資金貸付	母子家庭、父子家庭および寡婦の生活の安定と児童の福祉向 上を図るため、各種資金を低利または無利子で貸し付けを行 なっています。		
J R通勤割引制度	児童扶養手当を受給している人とその他世帯員や生活保護世帯の人が J R の通勤定期乗車券が 3 割引で購入できます。	子育て支援課 ☎232-2202	

# 問 子育て支援課 ☎232-2202

種類	内容		備	¥	
地域子育で支援センター	子育でに対する不安や悩みを解消する ために、気軽に集まって育児の相談や 情報交換のできる場所です。	<ul> <li>子育て支援センターひかりっこ 光の森町民センターキャロッピア内 ☎237-6575</li> <li>ラビットくらぶ(元気の森ラビット保育園) ☎288-5808</li> <li>ミニキャロットクラブ(光の森キャロット保育園) ☎233-0098</li> </ul>		)	
つどいの広場	子育て中の親とその子ども(おおむね0~3歳)が気軽に集い、子育ての不安や悩みを共有し合う仲間と打ち解けた雰囲気の中での交流や担当職員による育児相談などもできます。	つどいの広場ぴーす(ふれあい交流・福祉支援センター内 <b>☎337-6830</b> 利用日: (月)(水)(金) 利用時間: 午前10時~午後4時		援センター内)	
児童館	児童の健康推進や情操を豊かにすることを目的に、児童に健全な遊びを提供し、乳幼児親子活動を行っています。	武蔵ヶ丘児童館 利 用 日:月曜 利用時間:午前	日~土曜日		
一時保育	保護者の就労・疾病・家族の介護・看護・冠婚葬祭などの理由により保育できない就学前の乳幼児を、一時的に保育します。	《対象児童》 町在住の0歳児(生後6カ月)から6歳児(就学前)であって 預かり保育を必要とする乳幼児 《利用料》1,500~1,800円/日(給食費込み) 900~1,800円/時間(給食費込み) 《問い合わせ先》各保育園(町認可保育施設参照)		) み)	
病後児保育事業	保護者の就労などの理由で、保育所や家庭における安静な療養が困難な状況にある病気の子どもの預かり保育を行なう施設です。		に在住または (な12歳(生後 気の回復期にる )受診をして、 お預かりにない ては事前登録、 利用時間 5時間未満 5時間未満 5時間未満 5時間未満	保護者が町内は6カ月から小は5あるが集団保育時の1まず。 (大) 前日までに500円 1,000円 1,000円 2,000円 5い交流・福祉	学校6年生)ま 育が困難な児童 絶無の提出が み約が必要です。 未就園児・小学生 1,000円 2,000円 2,000円 上支援センター
ファミリー・ サポート・ センター事業	育児の援助を受けたい人(利用会員)と援助を行なう人(協力会員)による会員登録制の相互援助活動です。原則として、子どもを預かる場所は協力会員宅になります。 《主な活動》 ・保育施設、学校などの送迎 ・保育施設、学校が休みのときの預かり ・保護者が病気や、急用などの場合の預かり ・他の子どもの学校行事の際の預かり	《対象児童》 町内に住所を有し、おおむね生後3カ月から12歳までの 児童 《利用料》 利用する時間帯によって異なります。また、利用にあたっ ては事前の登録が必要です。 《問い合わせ先》 菊陽町ファミリー・サポート・センター事務局 ☎232-4824		利用にあたっ	
放課後児童 クラブ	保護者が仕事などで昼間家庭にいない 小学校に就学している児童に対して、 放課後や夏休みなどに適切な遊びや生 活の場を提供します。	利用定員や利用料などは下記にお問い合わせください。 《 <b>問い合わせ先</b> 》 NPO法人 子育てサポート学童クラブきくよう事務局 (福祉支援センター2階) <b>☆237-6835</b>			

こども総合相談室では、臨床心理士や精神保健福祉士、保健師、保育士などの専門資格を有する職員が、主に18歳 までの子どもに関するさまざまな相談をお受けします。相談は無料で、秘密は厳守します。

相談例 ●学校生活が不安・・・。

- 友達や家族との関係がうまくいかない・・・。
- 子育で情報がほしい・・・。
- 産前・産後に気分の落ち込みがある。

対 象 者 子ども本人、保護者、関係者など、どなたでも。

相談 日 月曜から金曜日(祝祭日を除く)

受付時間 午前9時から午後5時

所 防災センター3階(役場本庁舎北側)

その他 原則予約制となりますので、事前にお問い合わせください。

#### 勉強が難しい。

- 子どもの行動が気になる・・・。
- 子育てが心配・・・。

# 認可保育施設・認定こども園

問 子育て支援課 ☎232-2202

#### 保育所

保護者の就労、病気療養、家族の介護や出産など、な んらかの理由で児童の保育ができないとき保護者に代 わって保育をする施設です。

そのため「集団保育をさせたい」「友達をつくりたい」 などの理由では入所できません。

#### 認定こども園

教育・保育を一体的に行なう施設で、保育施設と幼稚 園の機能を併せ持つところです。

保育部門で利用している保護者が、利用が必要なく なった場合でも、教育部門(幼稚園)での利用に切り替え ることで、施設が変わることなく利用ができることも大 きな特徴です。

※定員などの理由により切り替えできない場合もありま

保育部門で利用希望する人は子育て支援課での申し込 みが必要です。教育部門(幼稚園)で利用を希望する人は、 各認定こども園へ直接お申し込みください。

## 地域型保育事業所

町には、地域型保育(事業所内保育所・小規模保育所・ 家庭的保育室)があります。

対象児童は2歳まで(年度途中で3歳になった児童は 年度末まで可)です。

地域型保育事業所は小規模で行うため、保育者が児童 一人ひとりと接する機会が多く、より家庭に近い環境で 子どもの成長を見守ります。

# ▶教育・保育給付について

保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園(新 制度移行の幼稚園に限る)を利用される人は、申し込み にあわせて『利用のための認定』を受ける必要がありま す。

#### 1号認定 教育標準時間認定

児童が満3歳以上で、幼稚園などの教育を希望する 場合

利用可能施設 幼稚園(新制度移行の幼稚園)・認定こど も園(教育部門)

#### 2号認定 満3歳以上・保育認定

児童が満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、 保育施設を希望する場合

利用可能施設 保育所・認定こども園(保育部門)

#### 3号認定 満3歳未満・保育認定

児童が満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、 保育施設を希望する場合

利用可能施設 保育所・認定こども園(保育部門)・地域 型保育事業所

# ▶教育・保育の必要量(施設の利用可能な時間)について

# 現1号認定 教育標準時間

おおむね4時間(施設によって異なります)

#### 現2号・3号認定

	施設の利用可能時間
保育標準時間	最長11時間
保育短時間	最長8時間

保護者が就労、出産、疾病などの理由で、子どもの保育ができないと認められるときに、保育所などで保育します。

# ▶町内の保育所など

		施設名	所在地	電話番号	定員
保育所	立立	なかよし園	久保田1230番地1	☎232-2762	50
		みどり園	原水2050番地1	☎232-0452	100
		光の森キャロット保育園	光の森7丁目16番地2	☎233-0098	100
		こうのとり保育園	原水5666番地22	☎285-4651	100
		優貴保育園	原水1462番地	☎232-8977	90
		元気の森ラビット保育園	武蔵ヶ丘北3丁目1番31号	☎288-5808	100
		三里木保育園	津久礼2313番地1	☎285-1105	90
		津久礼ヶ丘保育園	津久礼2番地4	☎288-6591	120
		げんき保育園	沖野2丁目18番2号	☎282-8460	100
		もみじ園	原水5208番地11	☎232-2009	90
		白菊保育園	曲手499番地1	☎232-2770	90
		さくら園	津久礼408番地	☎232-2763	70
		光の森武蔵ヶ丘保育園	武蔵ヶ丘3丁目50番2号	☎337-4651	100
認定こども園	私立	尚絅大学附属こども園	武蔵ヶ丘北2丁目8番1号	☎338-6771	幼稚園部分 200
					保育所部分 90
		認定こども園 美鈴幼稚園	武蔵ヶ丘北3 丁目1番35号	☎338-6158	幼稚園部分 240
					保育所部分 70
		白鈴こども園	新山1丁目2番32号	☎232-2764	100
保奈小		あゆむ保育園	津久礼2386番地1	☎233-0785	19
保 育事業 所		べる保育園	武蔵ヶ丘北2丁目9番21号	<b>☎</b> 245-6549	19
来 候 所		こども園てんとむし	津久礼2416番地10	☎232-0909	19
保育事業所内		くまりはキッズガーデン	曲手760番地	☎233-2720	7
		菊陽ぽっぽ保育園	原水5587番地	☎232-3174 (内657)	7
保家育庭		家庭的保育室シェ・ヌヌ	津久礼2158番地24	☎237-7892	5
室的		あんよ保育室	津久礼2395番地2	☎080-2770-6964	5

※くまりはキッズガーデン及びぽっぽ保育園の定員は、従業員の子ども分を除いた受け入れ人数(予定)です。

# ▶一時保育

認可保育施設へ入所していない就学前の乳幼児を、保護者の疾病、家族の看護、災害、冠婚葬祭などの理由により保育できない場合に一時的に保育する事業です。1カ月あたり12日以内(1日8時間以内)の利用が可能ですが、事前に保育施設へ申し込みが必要です。利用料は施設によって異なり、実施していない保育施設もあります。そのため、詳細は、各施設へお問い合わせください。

# ▶一時保育対象施設

- ・みどり園
- ●光の森キャロット保育園
- ●元気の森ラビット保育園
- ●三里木保育園
- ●津久礼ヶ丘保育園
- ●菊陽ぽっぽ保育園
- ●家庭的保育室シェ・ヌヌ

#### ▶保育を必要とする事由

2号・3号の認定を受け、保育を希望する場合は、保 護者のいずれもが、次の事由に該当することを証明する 必要があります。

- ①就労(\*1)
- ②就学(職業訓練校など)(\*1)
- ③妊娠・出産予定(\*2)
- ④病気やケガ、心身の障がい(\*3)
- ⑤親族の看護
- ⑥災害復旧
- ⑦求職活動(\*4)
- ⑧虐待やDVのおそれ
- ⑨育休中に既に保育施設を利用している児童の継続利用
- ⑩町長が①~⑨に類する状態と認める場合
- \*1 「就労」「就学」は、1カ月あたり、52時間以上の 就労もしくは同程度の就学の状態をいいます。
- \*2 利用可能な期間は、産前2カ月産後3カ月となり ます。
- \*3 病気・ケガ・障がいの場合は、身体障害者手帳な どの写しや、家庭での保育が困難なことがわかる 診断書が必要です。
- \*4 求職活動で入所した場合は、入所日から3カ月以 内に就労を開始する必要があります。
- \*5 育児休業対象児童が満1歳に達する日の月末まで に復職することが条件になります。

# ▶申し込みについて

# 保育所 地域型保育事業所 認定こども園 (保育部門)

新年度4月入所の申し込みは、入 所前年の11月頃から募集します。 (募集開始前に、広報紙やHPでお 知らせします) 年度途中入所の申 し込みを希望する場合は、入所希 望月によって受付期間が異なりま すので、子育て支援課へお問い合 わせください。

申し込み:子育て支援課 **232-2202** 

認定こども園 (教育部門)

幼稚園

(旧制度含む)

認可外保育施設

入所を希望する場合は、各施設へ 直接お問い合わせください。 申し込み:各施設

#### ▶利用者負担(保育料)

入所児童の父母の町民税の課税状況で算定します。な お、父母の所得割学が非課税の場合は、同居の祖父母い ずれか一方の最も高い所得割額で算定する場合がありま

- 4月~8月の保育料…前年度の町民税所得割額
- 9月~3月の保育料…当該年度の町民税所得割額

# ▶幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月1日より、原則3歳から5歳までの幼 稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもの利 用料が無償化されました。無償化の対象や条件は下記の 通りになります。(\*1)

#### 幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)を利用する人 (1号・新1号認定)

満3歳以上から利用料は無償。(\*2)

## 1号・新1号認定に加えて預かり保育を利用する人 (新2・3号認定)

- ①3~5歳児クラスは、「保育の必要な事由」に該当す る場合に11,300円/月まで無償。
- ②満3歳児クラスは「保育の必要な事由」に該当する町 民税非課税世帯のみ16,300円/月まで無償。

## 認可保育所・認定こども園(保育所部分)を利用する人 (2・3号認定)

- ①3歳児クラスから無償。
- ②3歳未満のクラスは町民税非課税世帯のみが無償。

#### 認可外保育施設などを利用する人 (新2・3号認定)

- ①3~5歳児クラスは、「保育の必要な事由」に該当す る場合は3万7千円/月まで無償。
- ②0~2歳児クラスは「保育の必要な事由」に該当する 町民税非課税世帯のみ4万2千円/月まで無償。
- ▶これらのサービスや給付を受けるためには、事前に給 付認定が必要となります。
- \*1 副食費など実費相当分の負担はあります。
- \*2 旧制度の幼稚園は25,700円/月までを上限に無償。





# ▶小・中学校への入学

#### 小学校

新入学児童(前年4月2日からその年の4月1日までの1年間に満6歳になった子ども)のいる保護者あてに、入学する前年の9月末までに「就学予定者に対する就学時の健康診断の実施について」を郵送します。健康診断の日程を確認し、必ず受診してください。また、入学する年の1月末までに保護者あてに「入学通知書」を郵送します。通知書が届かない場合は、学務課に連絡してください。

## 中学校

小学校と同様に、入学する年の1月末までに新入学生 徒の保護者あてに「入学通知書」を郵送します。通知書 が届かない場合は、学務課に連絡してください。

#### ▶転校するとき

# 町に転入するとき

町民課で転入手続きをしてください。その後、学務課から「転入学通知書」をお渡ししますので、転出元の学校から発行された「在学証明書」「教科用図書給与証明書」と一緒に町で指定された学校に持参し、転校の手続きをしてください。

#### 他の市町村に転出するとき

町民課で転出手続きをしてください。その後、学務課から「転学通知書」をお渡ししますので、転出元の学校に持参し、「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を受け取って転出先の学校で転校の手続きをしてください。

#### 町内で転校するとき

町民課で転居手続きをしてください。その後、学務課から「転学通知書」「転入学通知書」をお渡ししますので、まず、転出元の学校に「転学通知書」を持参し、転校の手続きをしてください。「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を受け取って、転入する学校に「転入学通知書」と一緒に持参し、転校の手続きをしてください。(学校区に変更がない転居のときは、学校での手続きはありません。)

# ▶障がいのある児童・生徒

障がいの種類や程度に応じた教育を行うために、特別支援学級、通級指導教室や特別支援学校(盲学校・ろう学校を含む)があります。入級・入学などは、学務課へお問い合わせください。

## ▶就学援助制度

経済的な理由により、町立小・中学校への就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、給食費や学用品費などの一部が援助される制度です。詳しくは、学務課または在籍する学校へお問い合わせください。

# ▶奨学資金の貸与

町では、高等学校・専修学校・大学などに進学する人で、経済的理由により就学が困難な学生・生徒に対して 奨学資金を貸し付ける制度があります。

詳しくは、学務課へお問い合わせください。

# ▶町内の小・中学校

学校名	所在地	電話番号
菊陽中部小学校	津久礼411番地	☎232-2001
菊陽南小学校	曲手397番地	☎232-2002
菊陽北小学校	原水4652番地	☎232-0453
武蔵ケ丘小学校	武蔵ヶ丘北 1丁目2番1号	☎338-2132
菊陽西小学校	原水5666番地40	☎232-1745
武蔵ケ丘北小学校	武蔵ヶ丘北 3丁目5番2号	☎338-2500
菊陽中学校	久保田2563番地	☎232-2004
武蔵ケ丘中学校	光の森 1丁目3518番地	☎232-4110

#### 適応指導教室(すぎなみ教室)

学校のこと、友達のこと、不登校など一人で悩まないで相談してください。

保護者からの相談も受けています。秘密は絶対に 守りますので気軽にご相談ください。

相談日時 每週月~金曜日 午前9時~午後3時 菊陽町適応指導教室

①中央公民館内

フリーダイヤル 0120-797-437

②武蔵ヶ丘コミュニティセンター内 **☆283-2711**